

## 荒川区大規模商業施設の出店に伴う地域環境保全のための要綱

平成 9 年 8 月 1 日 制定  
( 9 荒地商発第 4 8 号 )  
( 助 役 決 定 )  
平成 1 2 年 5 月 2 4 日 一部改正  
平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日 一部改正  
平成 1 8 年 9 月 2 4 日 一部改正  
平成 2 2 年 3 月 3 0 日 一部改正  
平成 2 7 年 2 月 1 6 日 一部改正  
平成 3 1 年 3 月 2 0 日 一部改正

### ( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、荒川区における大規模商業施設の出店及び営業が、地域環境に与える影響を事前に把握し、その対応策を協議するための手続を定めることにより、地域環境の保全を図ることを目的とする。

### ( 用語の定義 )

第 2 条 この要綱において使用する用語は、次の各号の定めるところによる。

- ( 1 ) 大規模商業施設 一の建物であって、その建物内の小売店、飲食店及び興行場等の店舗面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるものをいう。
- ( 2 ) 設置予定者 大規模商業施設を新設(建物の床面積を増床し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模商業施設となる場合を含む。)する者をいう。
- ( 3 ) 出店予定者 大規模商業施設で小売店、飲食店、興行場等を営む予定の者をいう。
- ( 4 ) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は区内の学校に在学する者をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、用語の意義については、大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「立地法」という。)の定めに従うものとする。

### ( 設置予定者の責務 )

第 3 条 設置予定者は、大規模商業施設の出店及び営業が地域環境に与える影響評価を十分に行い、出店及び営業が地域環境に悪影響を及ぼさないよう最大限の努力をしなければならない。設置予定者が複数の場合は、そのうちの代表者 1 名が、大規模商業施設全体について、この要綱に定める手続を行うものとする。

### ( 設置予定者の届出 )

第 4 条 設置予定者は、別表に掲げる事項を記載した大規模商業施設の出店に関する環境影響説明書(別記第 1 号様式。以下「環境影響説明書」という。)を区長に届け出るものとする。

- 2 前項に基づく環境影響説明書の届出は、開店予定日(大規模商業施設となる日)の 1 2 月前までに行うものとする。
- 3 設置予定者は、環境影響説明書の交通安全対策を計画するに当たっては、あらかじめ関係機関と必要な協議を行うものとする。
- 4 設置予定者は、既に届け出た事項について変更するときは、大規模商業施設の出店に関する環境影響説明書変更届出書(別記第 2 号様式)に関係資料を添えて、遅滞なく、区長に届け出るものとする。ただし、次の各事項に該当するときは、開店予定日(大規模商業施設となる日)の 3 月前までに届け出るものとする。

- ( 1 ) 建物の構造の変更
- ( 2 ) 店舗面積の増加
- ( 3 ) 営業時間の延長又は営業日の拡大
- ( 4 ) 出店者及び営業内容の変更
- ( 5 ) 駐車場又は駐輪場の収容台数の減少

- ( 6 ) 駐車場又は駐輪場の位置・構造の変更
- ( 7 ) 緑化面積の減少
- ( 8 ) 廃棄物等の保管施設の容量の減少
- ( 9 ) 高齢者、障害者等に対する配慮策の変更
- ( 10 ) 地域貢献に関すること

( 環境問題地域関係者会議の開催 )

第 5 条 区長は、環境影響説明書の内容についての地域住民の意見を求めるため、荒川区大規模商業施設の出店に関する環境問題地域関係者会議（以下「環境問題地域関係者会議」という。）を開催する。  
2 環境問題地域関係者会議の開催に関し必要な事項は、別に定める。

( 環境影響説明書の公開・区民の意見書の提出 )

第 6 条 区長は、環境影響説明書を 2 週間公開するものとする。  
2 区民は、前項の公開期間中に、大規模商業施設の出店に関する環境影響説明書に対する意見書（別記第 3 号様式）を区長に提出することができる。

( 説明会の開催等 )

第 7 条 設置予定者及び出店予定者は、第 4 条第 1 項の届出をした日から 2 月以内又は第 4 条第 4 項の規定による届出をした日から 1 月以内に近隣住民に対して説明会を開催し、届出事項の内容について十分な周知を図るものとする。ただし、第 4 条第 4 項の規定による届出であって、変更の内容が軽微であり、周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと認められる場合はこの限りでない。  
2 設置予定者及び出店予定者は、説明会の日時及び場所を定めようとするときは、多くの住民が参加できるように努めるものとする。  
3 設置予定者及び出店予定者は、第 1 項の規定に関わらず、立地法に基づく住民説明会を開催するときは、これと合わせて説明会を実施することができる。  
4 設置予定者及び出店予定者は、説明会の開催について新聞折込、戸別配布等の方法により周知徹底するものとする。  
5 設置予定者及び出店予定者は、第 1 項による説明会を開催するときは、その 1 週間前までに、大規模商業施設の出店に関する説明会実施計画書（別記第 4 号様式）に関係資料を添えて、区長に届け出るものとする。  
6 区長は、前項の届出を受けたときは、周知方法、周知範囲等について必要な指示をすることができる。

( 説明会等終了報告書の提出 )

第 8 条 設置予定者及び出店予定者は、前条の規定による説明会を行ったときは、終了後速やかに、大規模商業施設の出店に関する説明会終了報告書（別記第 5 号様式）に関係資料を添えて、区長に届け出るものとする。

( 協 議 )

第 9 条 区長は、第 5 条に基づく環境問題地域関係者会議の環境影響説明書に対する意見、第 6 条第 2 項に基づく区民からの意見書及び第 7 条に規定する説明会における意見を参考として、大規模商業施設の出店が地域環境に悪影響を及ぼさないようにするための対策について、設置予定者と協議を行うものとする。  
2 区長は、前項の協議結果の要旨を、2 週間公開するものとする。

( 変更の届出 )

第 10 条 大規模商業施設を設置した者（以下「設置者」という。）又は大規模商業施設に出店した者（以下「出店者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、大規模商業施設変更届出書（別記第 6 号様式）に関係資料を添えて、遅滞なく、区長に届け出るものとする。  
( 1 ) 店舗の名称の変更  
( 2 ) 設置者又は出店者の代表者の氏名の変更  
2 設置者又は出店者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項に規定する変更届出書に関係資料を添えて、3 月前までに区長に届け出るものとする。

- ( 1 ) 建物の構造の変更
  - ( 2 ) 建物の建替え
  - ( 3 ) 店舗面積の増加
  - ( 4 ) 営業時間の延長又は営業日の拡大
  - ( 5 ) 出店者及び営業内容の変更
  - ( 6 ) 駐車場又は駐輪場の収容台数の減少
  - ( 7 ) 駐車場又は駐輪場の位置又は構造の変更
  - ( 8 ) 緑化面積の減少
  - ( 9 ) 廃棄物等の保管施設の容量の減少
  - ( 10 ) 高齢者、障害者等に対する配慮策の変更
  - ( 11 ) 地域貢献に関すること
- 3 区長は、前項の届出があったときは、設置者又は出店者に対して第7条及び第8条に規定する手続きを行うよう求めるものとする。ただし、変更の内容が軽微なものであって、周辺環境に与える影響が変更前に比して変化しないと認められる場合はこの限りでない。
- 4 区長は、設置者又は出店者が前項の定めによる手続きを行ったときは、第6条及び第9条の規定により、これを処理するものとする。

( 廃止 )

第11条 設置者は、大規模商業施設を廃止（店舗面積の合計が500平方メートル以下となる場合を含む）するときは、大規模商業施設廃止届出書（別記第7号様式）に関係資料を添えて、遅滞なく、区長に届け出るものとする。

( その他 )

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に大規模商業施設を設置している設置者又は出店者は、当該大規模商業施設について第10条第2項に掲げる事項の変更を行う場合において、当該変更を届け出るときまでに別表に掲げる事項を区長に届け出ていないときは、大規模商業施設変更届出書及び関係資料とともにその旨及び別表に掲げる事項を記載した書類を区長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出は、第10条第2項の規定による届出とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱の規定による届出が提出されている設置予定者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

届出事項

- |  |
|--|
| <p>1 店舗計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 店舗の名称及び所在地</li><li>(2) 周辺案内図</li><li>(3) 計画地の概要（用途指定、敷地面積、建蔽率、容積率、土地利用現況）</li><li>(4) 建物の構造及び建築面積（建物の構造、建築面積、延床面積、店舗面積）</li><li>(5) 各階別延床面積及び各階平面図</li><li>(6) 出店予定者（名称、代表者及び所在地）<br/>未定の場合は「未定」と記載</li><li>(7) 営業計画（開店予定日、営業時間、年間休業日数）<br/>店舗区画が複数ある場合は区画別に記載</li><li>(8) 各階別店舗面積及び取扱品目<br/>店舗区画が複数ある場合は区画別に記載</li><li>(9) 取扱品目別年間販売予定額</li><li>(10) 来店者数見込（平日休日別）</li></ul> <p>2 駐車場・駐輪場の整備計画及び周辺の交通対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 駐車場・駐輪場の位置・構造、面積及び収容台数（店舗建物内、敷地内、敷地外別）</li><li>(2) 駐車場・駐輪場運営計画（上記駐車・駐輪場の平日休日別、時間帯別駐車・駐輪予測台数と管理方法）</li><li>(3) 周辺道路の状況及び交通量（幅員、交通規制の状況及び平日休日別、時間帯別、徒歩・自転車・自動二輪車・自動車・貨物・大型別の交通量）</li><li>(4) 来店者交通手段別交通量予測（徒歩・自転車・自動二輪車・自動車・バス及び電車別の来店者予測とその根拠）</li><li>(5) 業務交通量予測（配送者・廃棄物収集車の車種及び重量、時間帯別台数及び交通経路図）</li><li>(6) 発生交通量が周辺に与える影響とその対策（周辺道路における来客車両の誘導計画図等）</li><li>(7) 歩行者の安全対策</li><li>(8) 都内営業店舗の状況（開店日、店舗面積、駐車・駐輪場設置台数）</li><li>(9) 出店予定店舗と類似した店舗面積を有する店舗（3店以上）の状況（開店日、店舗面積、駐車・駐輪場設置台数・回転率、時間帯別来客数、時間帯別交通量と渋滞状況）</li></ul> <p>3 緑化計画（緑化計画書、緑化計画図及び都内営業店舗の状況）</p> <p>4 廃棄物・粗大ごみ及び再利用対象物対策（廃棄物・粗大ごみ及び再利用対象物保管場所設置計画及び都内営業店舗の状況）</p> <p>5 高齢者・障害者等に対する配慮策（東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備方針その他の整備方針及び都内営業店舗の状況）</p> <p>6 地域貢献に関すること</p> |
|--|